

農地法の適正な事務実施について

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 高知県
 農業委員会名： 大月町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	大月町役場の掲示板に掲載
改善措置	該当なし
周知していない場合、その理由	該当なし

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	10日程度
改善措置	該当なし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	該当なし
------	------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局(大月町役場内)に備え付け
改善措置	該当なし

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 15件、うち許可 15件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の提出時に、事務局による聞き取りを行っている。議案は1週間程度前に配布しており、担当の農業委員が、議案及び資料により申請人に内容確認及び現地調査を行っている。			
	是正措置	該当なし			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	該当なし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	15件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	該当なし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に詳細に記載し、公表している。			
	是正措置	該当なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	該当なし			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 9件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書の提出時に、事務局による聞き取りを行っている。議案は1週間程度前に配布しており、担当の農業委員が、議案及び資料により申請人に内容確認及び現地調査を行っている。			
	是正措置	該当なし			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用の事業内容や立地状況などについて審議し総合的に判断している。			
	是正措置	該当なし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に詳細に記載し、公表している。			
	是正措置	該当なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	該当なし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		4 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		4 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	該当なし	
	対応方針	該当なし	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	該当なし	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	8 件	公表時期 平成28年3月
		情報の提供方法：大月町役場の掲示板に掲載		
	是正措置	該当なし		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	22 件	取りまとめ時期 総会のあった月末頃
		情報の提供方法:議事録に記載し、公表(窓口備え付け)		
	是正措置	該当なし		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,006 ha	整備方法:電算処理システムを導入し台帳を整備
		データ更新:毎月定例総会後に、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積と農地法に基づく権利の移転等について、農地基本台帳の情報を更新する。また、税務課等で情報収集し、随時更新を行う。		
	是正措置	該当なし		

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	なし
その他法令事務に関するもの	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,007ha	17ha	1.7%
課 題	生産性の低い農地を中心に、遊休農地となっている。農業就業人口の高齢化及び減少等により農地が遊休化しないよう、担い手など新たな耕作者の確保が必要である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1.7 ha	1.6 ha	94%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月	14人	12月～1月
		調査方法	管内の農地を13ブロックに地区分けし、台帳、公図、ほ場整備等の図面により、それぞれの担当地区農業委員と事務局で調査する。また、農地パトロール、耕作放棄地全体調査と合わせて行う。	
	遊休農地への指導	実施時期: 月～月		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		11月～12月	14人	12月～1月
		調査方法	管内の農地を12ブロックに地区分けし、台帳、公図、ほ場整備等の図面により、それぞれの担当地区農業委員と事務局で調査した。また、農地パトロール、耕作放棄地全体調査と合わせて行った。	
	遊休農地への指導	実施時期:		
		指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人
	遊休農地である旨の通知	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
その他の取組状況	—			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。
活動に対する評価の案	農産物の価格低迷、生産資材の高騰等により担い手の農業経営はかなり厳しいが、当該年度においては、担い手等において目標を下回っているが、遊休農地が再生されるなど、一部が解消された。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。
活動に対する評価	農産物の価格低迷、生産資材の高騰等により担い手の農業経営はかなり厳しいが、当該年度においては、担い手等において目標を下回っているが、遊休農地が再生されるなど、一部が解消された。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	418 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	141 戸	43 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	4 法人			
課 題	農家人口や農業就業人口の減少、高齢化や後継者不足などにより、認定農業者の確保が困難になってきている。農地の利用集積や経営基盤の強化と経営の合理化を図り、安定的な農業経営体を育成する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	0 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	0.0%	0.00%	0.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	会議等で認定農業者制度の周知をはかるとともに、産業振興課と連携し認定の推進活動を実施する。	—	—
活動実績	大月町担い手育成総合支援協議会と連携し、今後育成すべき農業者へ制度の周知や普及を図り、新たに1名の方が認定農業者となったが、葉タバコ廃作による規模縮小等により、3名の方が再認定しなかった。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定農業者の高齢化、農業経営の不振などから、目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。	—	—
活動に対する評価の案	認定農業者のフォローアップ、更新の取り組みについては、期限到来者に再認定を勧める等、適当と思われるが、新規認定の取り組みが十分ではなかった。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者の高齢化、農業経営の不振などから、目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。	—	—
活動に対する評価	認定農業者のフォローアップ、更新の取り組みについては、期限到来者に再認定を勧める等、適当と思われるが、新規認定の取り組みが十分ではなかった。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,007 ha	63.2 ha	6.28%
課 題	農産物の価格低迷などによる農業経営の悪化や高齢化等により担い手が不足し、農地の利用集積が困難となっている。効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
3.0 ha	0.8 ha	26.7%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手やあっせん希望者等農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、あわせて農地中間管理事業を活用した利用権設定等を進める。
活動実績	農地パトロール等で農業委員による空農地などの調査を行い、担い手への利用権設定を推進した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	認定農業者の高齢化、農業経営の不振などから、目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。
活動に対する評価の案	農業委員による担当地区での空農地などの調査を行ったが、利用権設定には至らず担い手への集積目標は達成できなかった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	認定農業者の高齢化、農業経営の不振などから、目標達成はできなかったが、実現不可能な目標ではなく妥当であった。
活動に対する評価	農業委員による担当地区での空農地などの調査を行ったが、利用権設定には至らず担い手への集積目標は達成できなかった。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1,007 ha	0 ha	0.0 %
課 題	近年、国の交付金事業など公共工事が一時的に増加しており、休耕地や低利用農地が残土処理場にされることが危惧される。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反し転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロールを行い、違反転用を発生させない。 無断転用については、状況により転用申請の提出、又は原状回復等の指導を行う。
活動実績	農地パトロールを行い違反転用の発生を防止した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期に発見し指導することが、重要であることから妥当であると考ええる。
活動に対する評価の案	計画のとおり実施し、違反転用の防止ができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期に発見し指導することが、重要であることから妥当であると考ええる。
活動に対する評価結果	計画のとおり実施し、違反転用の防止ができた。